

動植物検疫制度について

平成25年2月

消費・安全局

農林水産省

動植物検疫制度の主たる目的・役割

輸入時の動植物検疫は、動物の伝染性疾病や植物の病害虫が我が国に侵入することを防ぎ、食料の安定供給や農畜産業の振興を図るために実施。

また、外国に動物の伝染性疾病や植物の病害虫を広げることのないよう、輸出先国が求める輸出検疫等を実施。

※動物検疫、植物防疫等の検疫・衛生措置は、WTO・SPS協定に基づき、国際基準等に沿って実施。

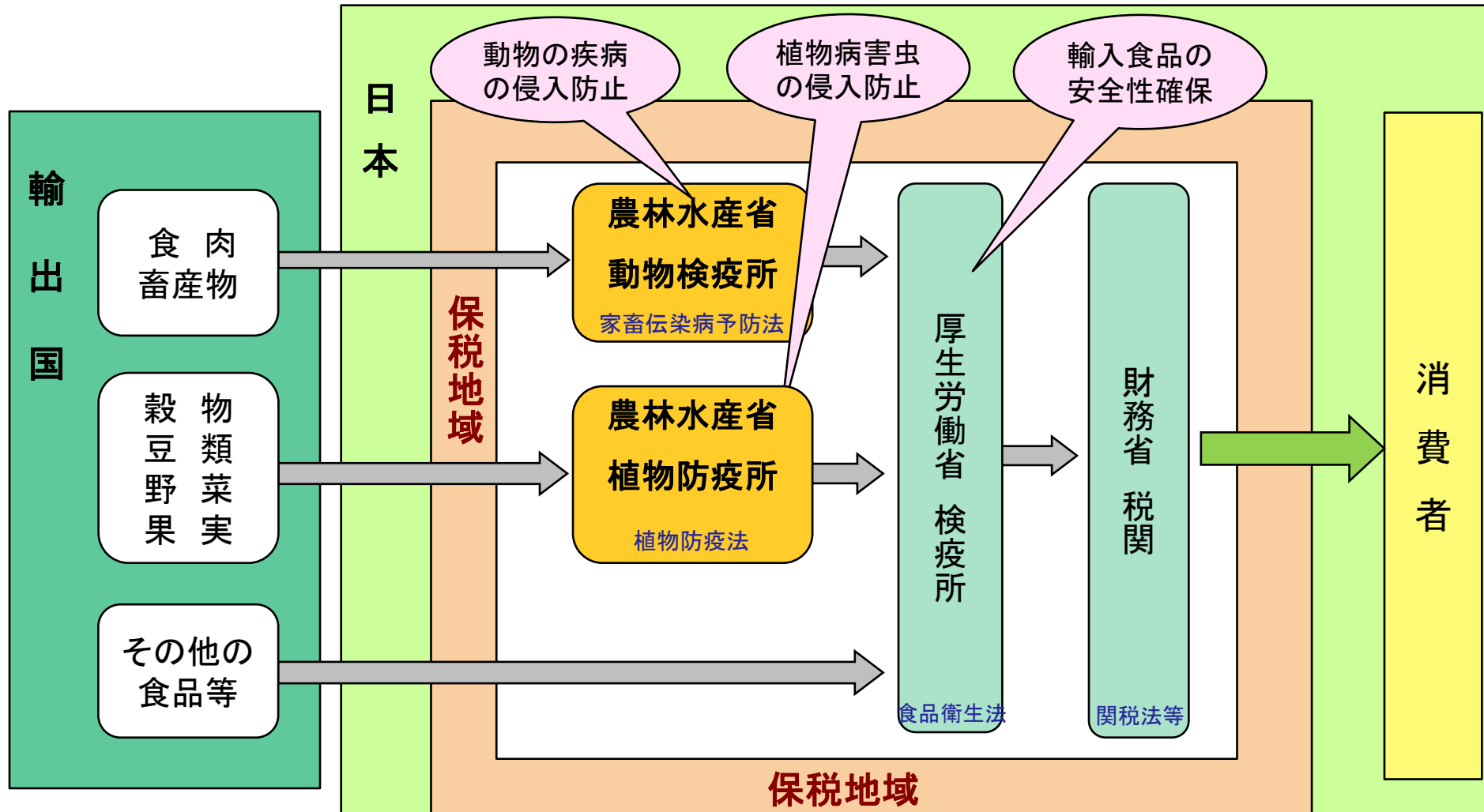
【具体的な検疫内容】

- 空海港で、輸入農畜産物等を検査
- 空海港の検疫カウンター等で、海外旅行客等の手荷物を検査、消毒等
- 海外から到着した動植物を一定期間係留、隔離栽培等を行い検査



食品の輸入における検疫等の流れ

農林水産省(動物検疫所、植物防疫所)は、動物の疾病や植物病害虫の国内への侵入防止を図り、厚生労働省(検疫所)は、食品としての安全性の確保を図っている。



SPS協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)

(Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures)

動物検疫、植物防疫等の検疫・衛生措置は、WTO・SPS協定に基づき、国際基準等に沿って実施しています。

- 国際貿易において検疫・衛生が、国際貿易に係る不当な障害等となることを防ぎ、関連の国際機関等によって作成された国際基準等に基づいて各国の検疫・衛生措置の調和を図ること等を目的。
- WTO加盟国は、SPS協定に基づき、
 - ① 科学的原理に基づいた措置の適用
 - ② 原則として国際基準に基づいた措置の実施と措置の調和の促進
 - ③ リスクの評価に基づく適切な措置の決定
 - ④ 検疫措置の公表
等が求められる。
- 動物検疫では国際獣疫事務局(OIE)が、植物検疫では国際植物防疫条約(IPPC)が、国際基準を作成する国際機関としての役割を担っている。

国際基準との整合(WTO SPS協定)について

